

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

山形県天童市長

## 公表日

令和7年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当について、申請・認定・異動処理や認定通知書発行などの対象者管理、手当支給時の支給額計算や金融機関への口座振込依頼処理、現況届処理などの年度更新処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び児童扶養手当法に基づき、以下の事務において、収集及び提供を行う。</p> <p>①児童扶養手当の認定請求の受理（児童扶養手当法第6条）            ②児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第6条）            ③児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第6条）            ④児童扶養手当の手当額改定請求の受理（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑤児童扶養手当の額改定請求の審査（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑥児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑦児童扶養手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第8条1項、第8条3項）            ⑧児童扶養手当の未支払の手当請求の受理（児童扶養手当法第16条）            ⑨児童扶養手当の未支払の手当請求に係る事実についての審査（児童扶養手当法第16条）            ⑩児童扶養手当の未支払の手当請求の審査結果に係る請求者への通知（児童扶養手当法第16条）            ⑪児童扶養手当の届出の受理（児童扶養手当法第28条1項）            ⑫児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（児童扶養手当法第28条1項）            ⑬児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知（児童扶養手当法第28条）</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。            ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。            ・公金受取口座情報の取得</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第二条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 81の項 【情報提供の根拠】 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
④加算	健康福祉部 加算課

①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市総務部総務課 問い合わせ先 TEL023-654-1111 (内線312)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号 天童市健康福祉部子育て支援課 問い合わせ先 TEL023-654-1111 (内線722)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>児童扶養手当事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1-5-②	子育て支援課長 今田 晃	子育て支援課長 秋保 泰志	事後	人事異動に伴うもの
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	1-5-②	子育て支援課長 秋保 泰志	子育て支援課長	事後	
令和4年4月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	1-1-②		・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	子ども・子育て支援システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)	子ども・子育て支援システム 団体内統合宛名システム	事後	
令和5年2月1日	1-4-②	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の57の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の57の項	事後	
令和4年4月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	1-1-②	・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 番号法第9条及び別表第1の37の項	・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 番号法第9条及び別表第1の37の項	事後	
	1-3-①	内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主	内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主	事後	
	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月17日	I-3	番号法第9条及び別表第1の37の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第29条各号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第15条	番号法第9条第1項別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条および第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第15条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月17日	I-4-②	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の57の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 81の項 【情報提供の根拠】 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		人手を介在させる作業 十分である	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の改正に伴うもの